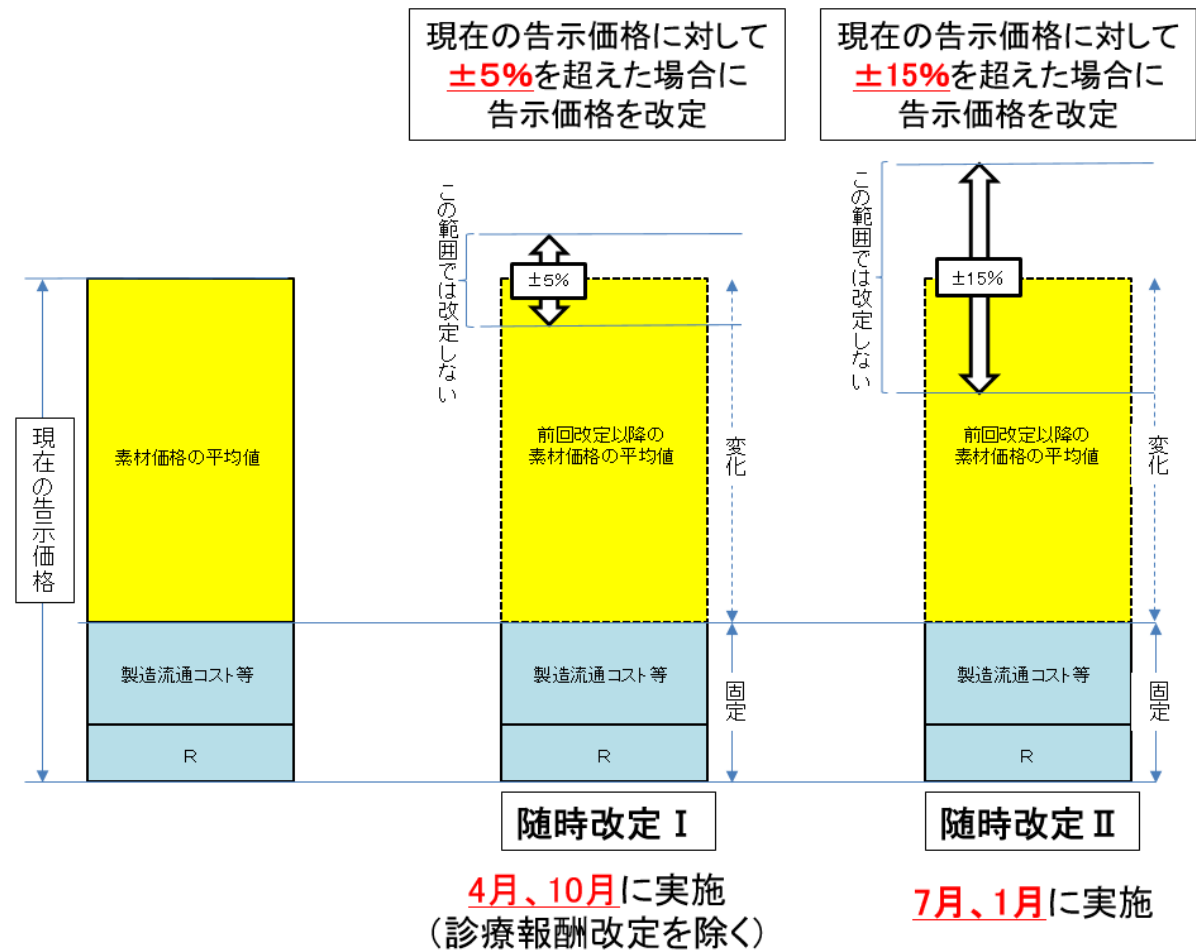


# 歯科用貴金属価格の随時改定Ⅱについて(令和3年7月)

歯科用貴金属価格の素材(金、パラジウム、銀)価格の変動幅がその時点の告示価格の±15%を超えた場合、診療報酬改定時及び随時改定Ⅰ時の3ヶ月後に見直しを行うもの。



## 【今回の随時改定Ⅱにおける対応】

すべての歯科用貴金属の変動幅が±15%を超えていないため告示価格の変更は行わない。

### 歯科用貴金属価格の随時改定Ⅱについて

	告示価格(円)			X及びY		試算価格(円)	⑦変動率	告示価格案(円)
	①R2年7月 随時改定Ⅱ	②R2年10月 随時改定Ⅰ	③R3年4月 随時改定Ⅰ	④Xの期間 Xの平均値(円)	⑤Yの期間 Yの平均値(円)	⑥R3年7月 随時改定Ⅱ	(⑥-③)/③	⑧R3年7月 随時改定Ⅱ
2 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用(JIS適合品)	4,374	4,766	5,204	令和3年1月～ 令和3年3月 3,596.3	令和2年7月～ 令和2年12月 3,757.9	5,026.3	-3.4%	5,204
3 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用(JIS適合品)	4,658	5,050	5,488	令和3年1月～ 令和3年3月 3,596.3	令和2年7月～ 令和2年12月 3,757.9	5,310.3	-3.2%	5,488
4 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	5,030	5,422	5,860	令和3年1月～ 令和3年3月 3,596.3	令和2年7月～ 令和2年12月 3,757.9	5,682.3	-3.0%	5,860
5 歯科用14カラット合金用金ろう(JIS適合品)	4,590	4,982	5,420	令和3年1月～ 令和3年3月 3,596.3	令和2年7月～ 令和2年12月 3,757.9	5,242.3	-3.3%	5,420
6 歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金12%以上JIS適合品)	2,662	2,450	2,668	令和3年1月～ 令和3年3月 2,424.2	令和2年7月～ 令和2年12月 2,344.2	2,756.0	3.3%	2,668
10 歯科用金銀パラジウム合金ろう(金15%以上JIS適合品)	3,227	3,227	3,227	令和2年4月～ 令和3年3月 2,110.9	令和2年1月～ 令和2年3月 2,088.2	3,252.0	0.8%	3,227
11 歯科鑄造用銀合金 第1種(銀60%以上インジウム5%未満JIS適合品)	123	123	130	令和3年1月～ 令和3年3月 55.3	令和2年1月～ 令和2年12月 43.3	143.2	10.1%	130
12 歯科鑄造用銀合金 第2種(銀60%以上インジウム5%以上JIS適合品)	151	151	151	令和2年1月～ 令和3年3月 45.7	令和元年7月～ 令和元年12月 37.1	160.5	6.3%	151
13 歯科用銀ろう(JIS適合品)	255	255	255	令和2年1月～ 令和3年3月 26.7	令和元年7月～ 令和元年12月 21.6	260.6	2.2%	255

※1 随時改定Ⅰ：平成22年4月より、変動率が±5%を超えた場合、診療報酬改定時以外に4月、10月に告示価格の改正を実施

随時改定Ⅱ：令和2年4月より、変動率が±15%を超えた場合、7月、1月に告示価格の改正を実施

※2 「試算価格(円)」は、以下の算式により算出される(中医協資料上は小数第1位まで記載)

{当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格} + 補正幅 × 1.1

補正幅 = X - Y

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格 Y = 当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

※3 各項目は1g当たりの価格

※4 1、7、8、9、14、15は削除済みの項目

## 歯科用貴金属素材価格の変動推移

